

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

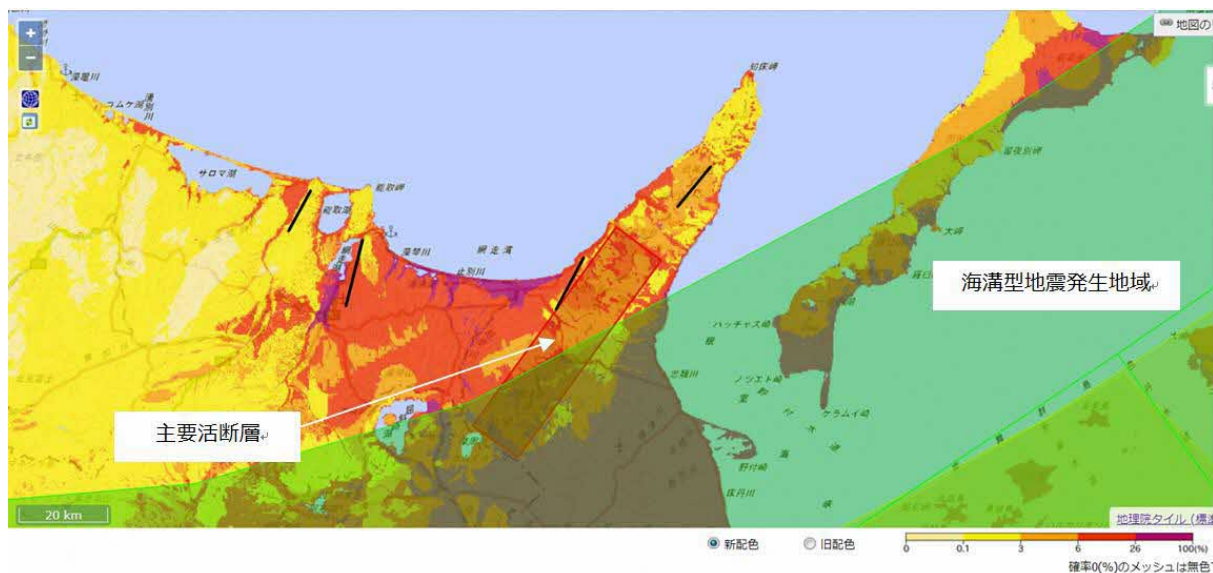
(地震：J-SHIS)

羅臼町では、今後30年間に震度6弱以上の地震が発生する確率は、居住地域である沿岸部で6%以上であり、特に人口が集中する集落においては26%以上と高い確率となっている。

平成6年の東方沖地震(最大震度5)や平成16年の釧路沖地震(最大震度5強)・南東沖地震(最大震度5強)が発生し、家屋や施設等に被害が生じており、地震に対しては警戒が必要である。

北方四島から釧路地方にかけて海溝型地震発生地域となっており、羅臼町はこのエリアから外れているが、海溝型地震発生による地震の揺れや津波等のリスクが想定される。

また、知床半島の付け根には主要活断層帯があり、このエリアを震源とする内陸型地震も想定される。



(出典：地震ハザードステーション)

(海溝型地震による津波：羅臼町防災ハザードマップ)

羅臼町のハザードマップに記載の、主な地域の最大水位と津波到達時間は以下の通りである。この地域を含む羅臼町沿岸部には、水産加工業者や小売店、飲食店が集中しているため、津波が起こった場合、商工業の観点からは、水産加工場の稼働停止や食材・燃料等の供給難といったリスクが想定される。

地域	最大水位	津波到達時間
峯浜町	2.0メートル	31分
松法町	1.3メートル	22分
船見町	1.3メートル	21分
岬町	1.1メートル	20分
相泊	1.1メートル	17分

(出典：らうす町防災ハザードブック)

【峯浜町・幌萌町・春日町・麻布町】



(出典：らうす町防災ハザードブック)

【麻布町・八木浜町・知昭町・松法町・礼文町】



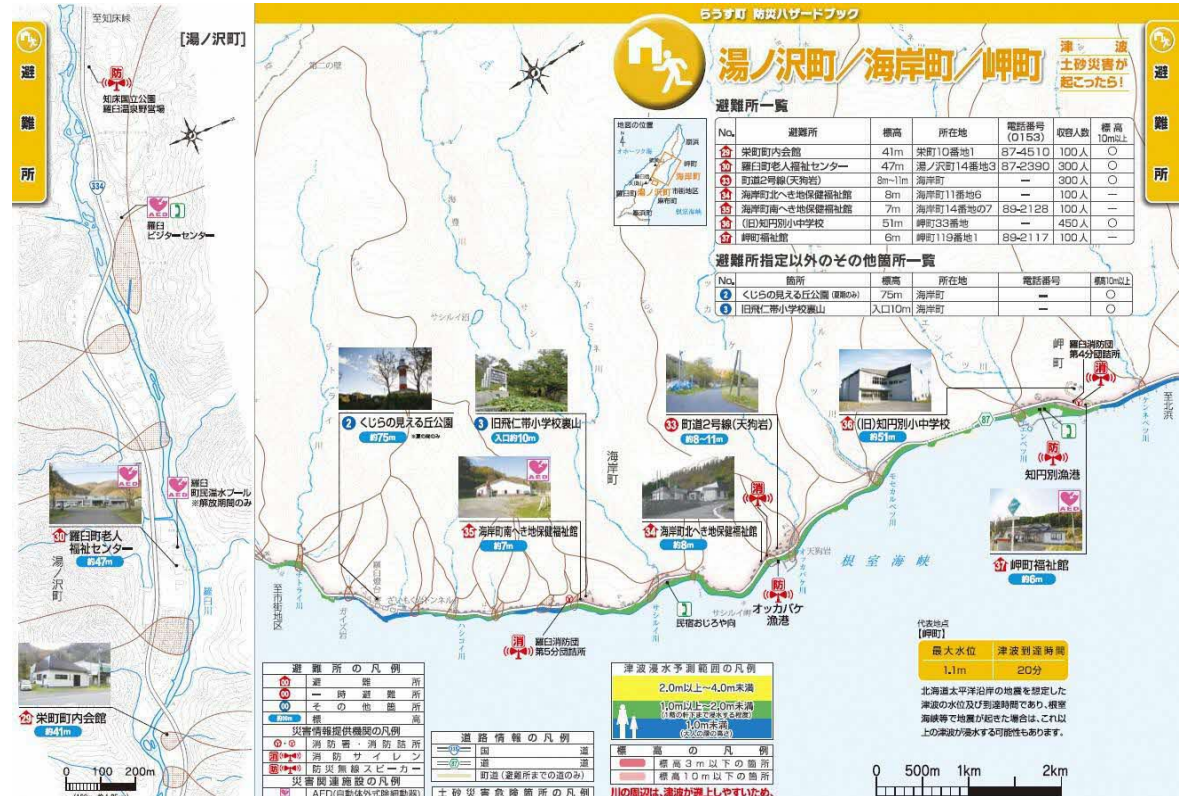
(出典：らうす町防災ハザードブック)

【礼文町・栄町・緑町・本町・富士見町・船見町・共栄町】



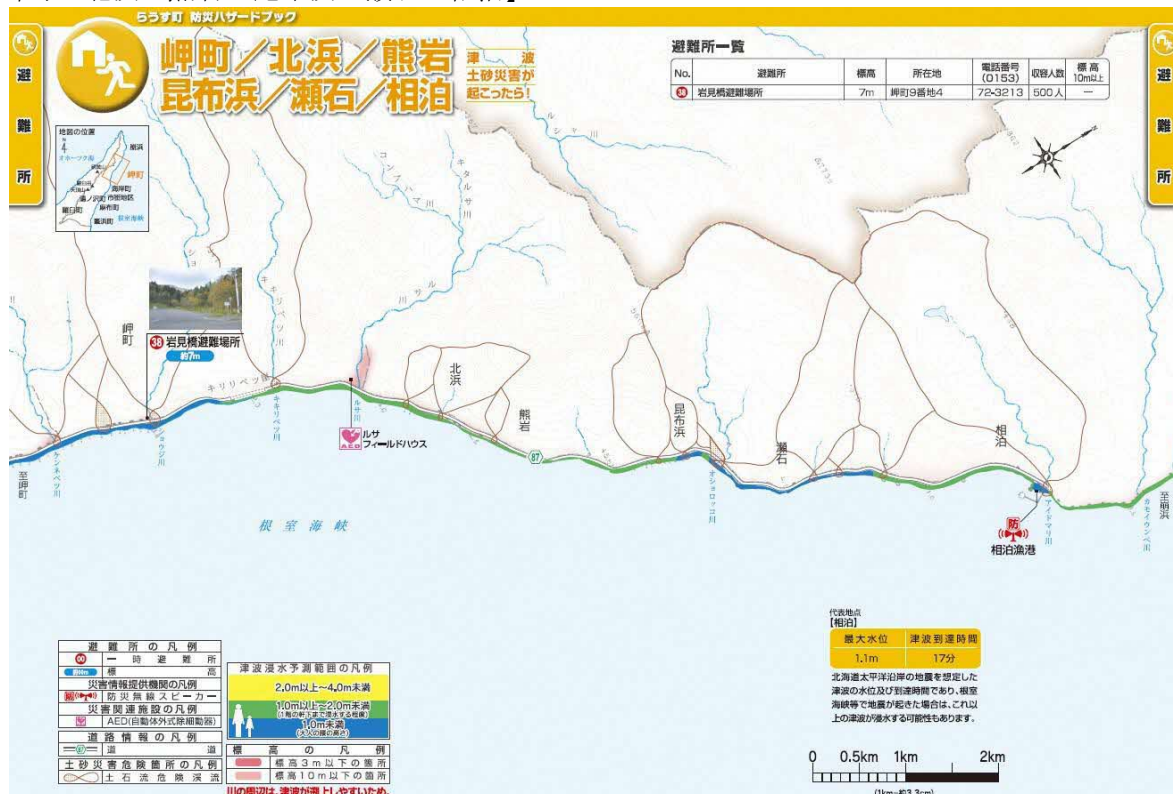
(出典：らうす町防災ハザードブック)

【湯ノ沢町・海岸町・岬町】



(出典：らうす町防災ハザードブック)

【岬町・北浜・熊岩・昆布浜・瀬石・相泊】



(出典：らうす町防災ハザードブック)

(洪水：羅臼町防災ハザードマップ)

町内の主要河川である陸志別川、春刈古丹川、精神川、羅臼川下流は、洪水防災予想区域に指定されている。大雨が続いた場合はこれらの河川の堤防決壊等で、水産加工場や小売店、飲食店が浸水する可能性がある。前項同様、商工業の観点として、水産加工場の稼働停止や食材・燃料等の供給難といったリスクが想定される。

(土砂災害：羅臼町防災ハザードマップ)

羅臼町は山と海に挟まれており、前項の主要河川は比較的勾配が急である。このため、内陸性地震や大雨等による土砂災害のリスクも想定されており、ハザードマップでは各河川流域が土石流危険渓流に指定されている。

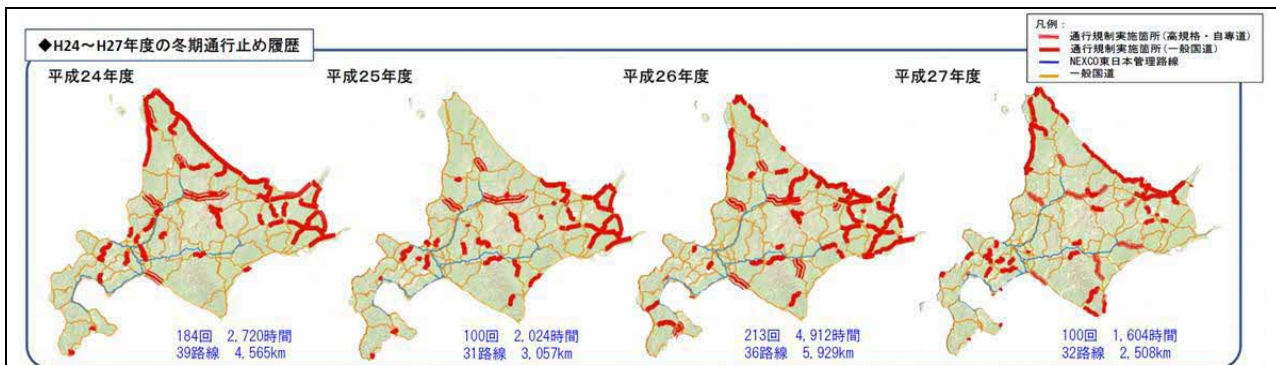
特に羅臼町中心部を流れる羅臼川は、下流の市街地から湯ノ沢町までの国道334号線に沿う形で流れており、湯ノ沢町の温泉施設や市街地の商店街、羅臼漁港にかけて大規模な土石流も想定され、前項同様、水産加工場の稼働停止や食材・燃料等の供給難のほか、羅臼港の機能不全に伴う漁業へのダメージといったリスクが想定される。

(雪害)

冬期間(11～4月)は、知床峠を通る国道334号線が積雪による通行止めとなるため、羅臼町へのアクセスは標津町からの国道335号線に限定される。暴風雪によるホワイトアウトの恐れのある場合は、この国道335号線が通行止めとなるため、羅臼町は孤立する事態となる。

過去には、平成27年1～3月にかけて6度の通行止めにより、延べ197時間の孤立状態が発生した。

今後も冬期間の孤立状態が発生した場合は、町外からの食料や日用品の停滞、および町内からの水産物、水産加工品等の停滞といったリスクが想定される。



(出典：北海道開発局「平成 29 年度 頻発する暴風雪を踏まえた今冬への取組について」)

(感染症)

新型インフルエンザは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

特に、現在の新型コロナウイルスでは、ワクチン接種が普及するも、継続的な変異株の出現による感染拡大が懸念されており、国や自治体による感染防止措置の影響が、特に宿泊施設や飲食店の経営悪化を招くリスクが想定される。

(その他)

羅臼町ハザードマップ等による上記の他、チリ沖など遠方において発生する地震、津波、また火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震による地震発生確率等の長期評価については以下の通り。



(出典：地震調査研究推進本部 及び 羅臼町地域防災計画)

主要断層帯又は地震名		番号 (上図参照)	地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率 (30年以内)
【内陸型地震】					
標津断層帯		N 9	7.7程度以上		不明
【海溝型地震】					
千島海溝沿い	択捉島沖	T 5	8.1前後		60～70%
	色丹島沖	T 4	7.8前後		60%程度
	根室沖	T 3	7.9程度	連動 8.3程度	50%程度
	十勝沖	T 2	8.1程度		0.7%～4%

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 252人(令和3年3月31日 独自データ)
- ・小規模事業者数 252人(令和3年3月31日 独自データ)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	20	20	町内に広く分散
	製造業	32	32	〃
	卸売業	8	8	〃
	小売業	38	38	市街地に集中
	飲食業	46	46	〃
サービス業・その他		108	108	町内に広く分散

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

項目	年月	備考
羅臼町防災会議条例	S38.3 制定	
羅臼町防災行政無線施設設置及び管理に関する条例	H10.3 制定	
羅臼町災害時備蓄計画	H29.1 作成	令和2年2月改定
防災備蓄品の整備	—	非常用保存食・飲料水(アルファ米、ソフトパン、保存水) 防災資機材等(発電機・投光器・毛布など) 感染症予防(マスク・除菌ジェル・パーテーションなど)
防災バッグの全戸配布	R3.1~	各家庭での非常用持出品の準備推進と避難所での感染症防止対策のため、マスクや除菌ジェルを入れた防災バッグ(35リットル)を全戸配布。
防災訓練の実施	毎年	羅臼町防災訓練を実施

2) 当商工会の取り組み

項目	年月	備考
防災協定締結	H27.2	羅臼町と「物資確保の関係と、事業者の融資斡旋に係る協定書」を締結する。
防災訓練の実施	毎年	羅臼町での取組みに合わせ当会館を会場に実施
防災備品の確認	随時	懐中電灯の電池確認等
損害保険制度の周知	随時	損害保険チラシ設置、窓口相談個別対応

2 課題

- ・緊急時の取り組みについての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・小規模事業者に対し、予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。

- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
建 設 業	20	20	3	3	3	3	3
製 造 業	32	32	3	3	3	3	3
卸 売 業	8	8	1	1	1	1	1
小 売 業	38	38	3	3	3	3	3
飲 食 業	46	46	3	3	3	3	3
サービス業・その他	108	108	5	5	5	5	5
合 計	252	252	18	18	18	18	18

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域（小規模事業者数60者）を優先し、本計画期間において両地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向 けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業家へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・羅臼町と羅臼町商工会の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

羅臼町	羅臼町商工会
防災関連の情報提供	セミナー及び個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援 及び フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を町と商工会が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱無く応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、『事業継続力強化計画』の重要性や、策定した際の支援措置等の紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会の事業継続計画の作成

- ・羅臼町商工会では、令和5年3月までに事業継続計画を作成予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回程度実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数					
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8	
商 工 業 者 数	建設業	20	20	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	製造業	32	32	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	卸売業	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	小売業	38	38	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	飲食業	46	46	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	サービス業他	108	108	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計	252	252	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

※上記目標については、概ね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、羅臼町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	羅臼町産業創生課、羅臼町総務課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ羅臼町産業創生課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一優先とする。その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。連絡方法の優先順位は、①電話、②メール（ショートメールまたはEメール）、③SNS等とする。
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNS等のグループ機能を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、羅臼町商工会による感染対策を実施する。

イ. 応急対策の方針決定

- ・羅臼町災害対策本部の方針に従い、羅臼町産業創生課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また発災時には、下記の配備体制により、段階ごとに配備要員が出勤し、対応にあたるものとする。なお、職員の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まずは自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、羅臼町商工会と羅臼町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

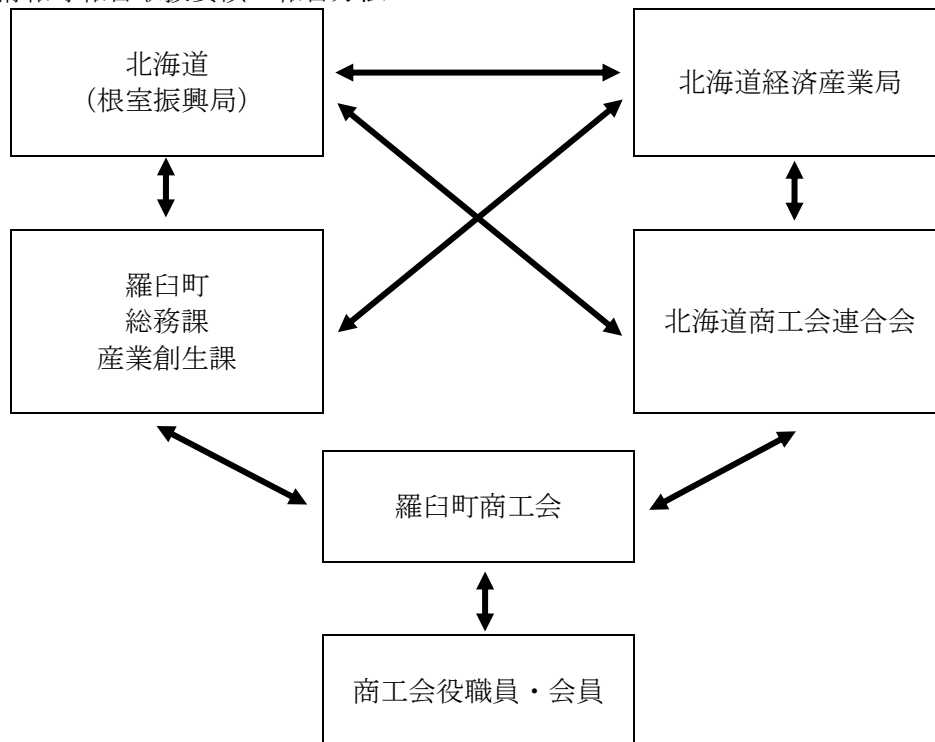
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な支持命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある場所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・羅臼町商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有または報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ羅臼町と定めた方法により確認する。
- ・羅臼町商工会と羅臼町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱い要領に基づき指定する方法にて、根室振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式は以下の通り。

事業所名	住所	業種	被害額	被害の状況（建物・機械設備・商品等詳細に記載）
1.				
2.				
3.				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の小規模事業者に対する支援

- ・小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について羅臼町と相談し、安全性が確保された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象とした融資制度等の施策について、小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続き等の支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を実施する。

(5) 小規模事業者に対する復興支援

- ・羅臼町の方針に従って復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会へ相談する。

(6) その他

- ・本計画は、羅臼町及び羅臼町商工会のHP、また広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災、減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

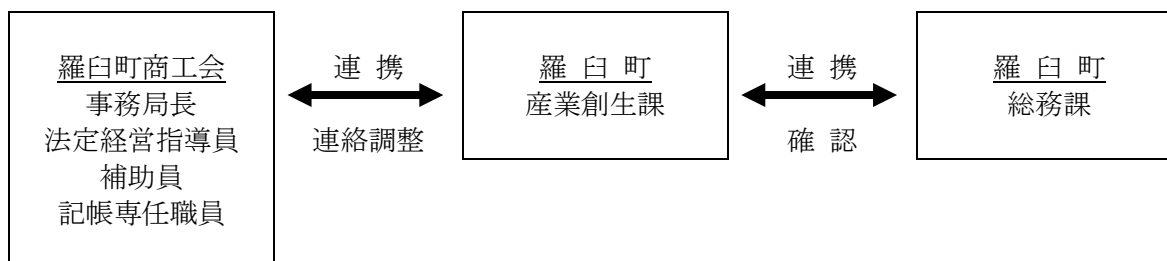
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月23日現在)

1 実施体制 (商工会と関係市町村の共同体制)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 留目 直樹 (連絡先は下記3 (1) を参照)
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取り組みを企画・立案し実行する。
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- (1) 商工会
羅臼町商工会
〒086-1832 北海道目梨郡羅臼町船見町46番地1
Tel : 0153-87-2300
Fax : 0153-87-2579
E-mail : rausu-shoukoukai@siretoko-rausu.com
- (2) 関係市町村
羅臼町 (産業創生課)
〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
Tel : 0153-87-2111
Fax : 0153-87-2358
E-mail : shiretoko-rausul20@rausu-town.jp

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	120	120	120	120	120
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。